

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	小児慢性特定疾病指定医の指定	
根拠法令・条項	児童福祉法施行規則第7条の10	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
審 査 基 準	小児慢性特定疾病指定医は、以下の(1)及び(2)の要件を満たし、かつ、(3)又は(4)のいずれかの要件に該当する者とする。 (1) 診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師 (2) 小児慢性特定疾病の患者がその疾病にかかっていること及びその疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を行うのに必要な知識と技能を有すると認められること (3) 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること (4) 堺市等が行う小児慢性特定疾病指定医育成研修を修了していること （「小児慢性特定疾病指定医の指定について」平成26年12月11日雇児母発1211第2号）	
標準処理期間	標準処理期間	30日程度
	標準処理期間を設定できない理由	